

令和6年中泊町教育委員会6月定例会会議録

日時 令和6年6月24日（月）

午前10時00分

場所 中泊町役場2階 委員会室2

【議事日程】

開会

- 1 会議録署名委員の決定
- 2 会期の決定
- 3 議案第26号 中泊町学校給食審議会規則の一部改正について
- 4 議案第27号 中泊町教育支援委員会規則の一部改正について
- 5 議案第28号 中泊町学校給食審議会委員の委嘱について
- 6 議案第29号 中泊町部活動地域移行検討委員会委員の委嘱について
- 7 第案第30号 学校施設環境改善交付金交付要綱に基づく施設整備計画事後評価の結果について
- 8 議案第31号 中泊町学校給食費の改定について（諮問）
- 9 その他

閉会

【出席委員】

教育長 鈴木 信也、教育長職務代理者 宮越 寛、委員 佐井川 智道
委員 東山 綾子、委員 角田 龍二

【欠席委員】

なし

【説明のため出席した職員】

教育課長 田中 綾人、課長補佐 宮越 敏宜、課長補佐 白崎 春樹

【署名委員】

委員 宮越 寛、委員 東山 綾子

(午前 10 時 00 分 開会)

○教育長 定刻となりました。それでは、ただいまの出席委員数は 5 名です。定足数に達していますので、これより令和 6 年中泊町教育委員会 6 月定例会を開会します。

本日の議事日程は、お手元に配付されているとおり、6 議案、その他となっております。

日程第 1、「会議録署名委員の決定」を行います。会議録署名委員は、会議規則第 20 条第 3 項の規定に基づき、宮越 寛 委員、東山 綾子 委員を指名します。

日程第 2、「会期の決定」を議題にします。お諮りします。本定例会の会期は、本日 1 日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長 「異議なし」と認めます。したがって、本定例会の会期は、本日 1 日と決定しました。

<議案第 26 号>

○教育長 これより「議事」に入ります。

日程第 3、議案第 26 号「中泊町学校給食審議会規則の一部改正について」を議題にします。

事務局に説明を求めます。

○教育課長 議案第 26 号「中泊町学校給食審議会規則の一部改正について」ご説明いたします。議案書をご覧ください。

本審議会につきましては、中泊町学校給食センター条例第 5 条の規定に基づき従来設置しているところであり、本規則において会議の組織及び運営方法などを定めております。その内容について、現況と合わなくなっていることや、教員及び P T A 会長の異動を考慮するため、改正案をお諮りするものです。

具体的には新旧対照表をご覧いただきたいと思います。第 2 条第 1 項の第 1 号、第 2 号において、幼稚園長、幼稚園の文言を削ります。これは、町内に幼稚園が存在しないことから削るものです。また、同条第 2 項の委員の任期は 2 年から 1 年としました。P T A 会長は 1 年で交代することが多く、また教員も人事異動があり、空席となる場合が多いことから、1 年ごとに改めて委嘱する方式とするための改正になります。その他、第 1 条において文言調整を行っております。

以上、本議案のご説明といたします。よろしくお願いいたします。

○教育長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○角田委員 給食審議会では、どのようなことを審議しているのか。

○教育課長 例年行っているのは、給食や食育の事業の報告や賄材料費の執行状況、給食費などについて、ご審議いただいております。

○教育長 よろしいでしょうか。

他に何かありますか。

(なしの声あり)

○教育長 それでは議案第26号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長 異議なしと認めます。したがって、議案第26号は、原案のとおり可決されました。

<議案第27号>

○教育長 日程第4、議案第27号「中泊町教育支援委員会規則の一部改正について」を議題にします。

事務局に説明を求めます。

○教育課長 議案第27号「中泊町教育支援委員会規則の一部改正について」 ご説明いたします。議案書をご覧ください。

本委員会は、障害等のある児童生徒の就学、教育的ニーズに応じた支援体制及び教育内容等について適切な助言を行うため設置されているものであり、委員には小中学校校長やこども園園長、特別支援学校職員、町職員の保健師などを委嘱し、支援内容等の助言をいただいているところです。

今般の改正は、教職員の人事異動等による不都合を解消するための改正になります。

具体的には新旧対照表をご覧くださいと思いますが、第7条に第5項を追加し、委員長と副委員長双方が空席の場合に会議を招集することができなくなるため、規則制定者のトップである教育長にその権限を行使してもらう内容になります。また、第11条の規定に旧所属である「総務学務課」という文言がありましたので、これを「事務局」と改めるものです。

以上、本議案のご説明といたします。よろしくお願いいたします。

○教育長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○教育長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

○教育長 それでは議案第 27 号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長 異議なしと認めます。したがって、議案第 27 号は、原案のとおり可決されました。

＜議案第 28 号＞

○教育長 日程第 5、議案第 28 号「中泊町学校給食審議会委員の委嘱について」を議題にします。

事務局に説明を求めます。

○教育課長 議案第 28 号「中泊町学校給食審議会委員の委嘱について」ご説明いたします。議案書をご覧ください。

本審議会の内容につきましては、議案第 26 号でご説明差し上げたとおりでございますので詳しい説明は割愛いたしますが、その任務は「教育委員会の諮問に応じ、学校給食に関する重要な事項について、必要な調査及び審議する。」とされており、委員は 20 人以内で組織されることとしております。

事務局では、人口減少に伴う委員数の見直しを進めており、今回はその主旨をふまえて別添のとおりといたしました。従来と違う点は、学識経験者として委嘱していた議員 2 名と、全学校の校長、PTA 会長の合計 12 名で組織していたものを、小学校長の代表及び中学校長の代表、連合 PTA 会長と、他 1 名の会長としました。なお、任期は委嘱の日から 1 年間となります。

いずれの方も、学校教育に携わる教員及び保護者であり、適任であると存じますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○教育長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○教育長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

○教育長 それでは議案第 28 号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定

することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長 異議なしと認めます。したがって、議案第28号は、原案のとおり可決されました。

＜議案第29号＞

○教育長 日程第6、議案第29号「中泊町部活動地域移行検討委員会委員の委嘱について」を議題にします。

事務局に説明を求めます。

○教育課長 議案第29号「中泊町部活動地域移行検討委員会委員の委嘱について」ご説明差し上げます。議案書をご覧ください。

昨年9月の定例会において、本検討委員会の設置要綱制定に関してご承認いただき、昨年度末で中泊町部活動地域移行推進計画を策定したところでございます。その計画に基づいて、西北五地区でははじめて土日部活動の地域移行が実現しました。昨年度もご説明いたしましたが、部活動はいわゆる顧問の指導の下、学校教育の一環として行われてきました。しかし、少子化が進展する中、部活動を従前の体制で運営することが難しくなっており、また、専門性や意思にかかわらず教師が顧問を務める指導体制を継続することは、学校の働き方改革を進めようとしている昨今の時代背景の中で、一層厳しくなるものと考えられます。このようなことから、今年度は、文化系の部活動の地域移行や、平日も含めた完全移行について引き続き検討するため、同委員会の委員を委嘱するにあたりお諮りするものです。

委嘱する委員ですが、昨年度同様、地域、スポーツ、中学校、保護者等の関係者で構成され、昨年度から変更されましたのは中里中学校教頭、小泊中学校PTA会長、野球競技の指導者となっております。なお、卓球競技代表は、昨年度、委員就任を辞退されたため、今年度は委嘱しないこととしました。

いずれの方も、それぞれの活動に造詣が深く、適任であると存じますのでよろしくお願いいたします。

○教育長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

青森県から人材発掘で派遣してもらうような形もあるのでは。

○白崎課長補佐 今年県の方で人材バンクを始めまして、それを活用できれば探してみたいと思いますが、できれば先に町内の方を優先して探したいと思います。

○教育長 他に何かありますか。

(なしの声あり)

○教育長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

○教育長 それでは議案第29号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長 異議なしと認めます。したがって、議案第29号は、原案のとおり可決されました。

＜議案第30号＞

○教育長 日程第7、議案第30号「学校施設環境改善交付金交付要綱に基づく施設整備計画事後評価の結果について」を議題にします。

事務局に説明を求めます。

○教育課長 議案第30号「学校施設環境改善交付金交付要綱に基づく施設整備計画事後評価の結果について」ご説明差し上げます。議案書をご覧ください。

令和2年度から令和5年度に実施しました「こどもり小中学校建設工事」及び「旧小泊中学校校舎解体工事」は、当該交付金を受けるため、義務教育学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第12条第4項に基づき、令和2年4月21日付けで施設整備計画を文部科学大臣に提出しており、今般、事業が完了したことから、当該交付要綱第8に基づき、施設整備計画の目標の達成状況に係る事後評価の結果を報告するにあたりお諮りするものです。

次のページ、様式2をご覧ください。

本報告では、目標の達成状況を報告するものになりますが、「4. 総合的な所見」として、整備計画の目標は「おおむね達成した」と評価いたしました。改築事業の主目的である校舎倒壊の危険性除去は達成されましたし、旧校舎の解体に関しましては、令和4年8月に当町を襲った大雨災害により資材搬入出路が被災し、1年遅れの工事となりましたが、国から繰越承認を得て昨年度に工事は完成したことから、当該評価としたものです。

次のページをご覧ください。

今回の整備で該当するのは「(2) 新時代の学びを支える安全・安心な教育環境の確保を図る整備」となりますが、地震による倒壊の危険性が高い小泊中学校を改築したことで、町内の小中学校の耐震化率は100%となり、併せて時代の要請である防災機能やスロープ、エレベーター、障害者用トイレの設置などバリアフリー化の整備を実施したことから、本項目の目標は達成しております。

以上、本議案のご説明といたします。よろしくお願いいたします。

○教育長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○角田委員 小泊中学校の解体費用はいくらぐらいかかったものか。

○教育課長 1億2千万円位ですね。最近、建設工事の単価が軒並み上昇していますが、その前に発注できたので、これぐらいの工事費で済んだようです。

○宮越課長補佐 ただ、アスベストの関係で工事費が若干アップしているんですが、当初予算の範囲内で、工事が完了しています。

○教育長 他に何かありますか。

(なしの声あり)

○教育長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

○教育長 それでは議案第30号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長 異議なしと認めます。したがって、議案第30号は、原案のとおり可決されました。

<議案第31号>

○教育長 日程第8、議案第31号「中泊町学校給食費の改定について（諮問）」を議題にします。

事務局に説明を求めます。

○教育課長 議案第31号「中泊町学校給食費の改定について（諮問）」をご説明差し上げます。議案書をご覧ください。

学校給食費の改定を諮問する背景ですが、諮問書の「諮問理由」のとおりになります。概要を申し上げますと、平成21年の学校給食センター設置で当町は完全給食に

移行し、安心・安全な学校給食の提供を行っており、学校給食費については、学校給食法第11条の規定に基づき、食材の購入に要する経費を保護者にご負担いただいております。センター設置当初、学校給食費は小学校270円、中学校300円でしたが、消費税率が5%から8%に改正されたことから、平成26年に現行の小学校280円、中学校310円に改定し、現在に至っております。

しかし、ロシアのウクライナ侵攻や円安の進行などの影響による資源価格、輸入物価上昇、賃金上昇などで、ここ数年、食材価格が高騰しており、町では令和4年度、令和5年度に価格高騰分は町が負担し、財源として国交付金も活用しながら、学校給食費の水準を維持してきました。

今年に入っても物価上昇は続き、今後もその傾向が続くと考えられていることから、物価上昇をふまえた学校給食費の適正な水準と改定時期について、中泊町学校給食審議会に意見を求めるものです。なお、青森県の施策に呼応して、本年10月に学校給食費は無償化する方針であることから、仮に改定されましても、10月以降、保護者の負担は生じない予定であります。

今回の「諮問」という手続に関しましては、中泊町学校給食センター条例第5条第2項で、「審議会は、教育委員会の諮問に応じ、学校給食に関する重要な事項について、必要な調査及び審議する。」とあり、また第6条では「学校給食法の規定による学校給食費については、審議会の意見を聞いて教育委員会が定める。」と規定されていることから、同審議会に諮問するものです。

以上、本議案のご説明といたします。よろしくお願いいたします。

○教育長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○宮越委員 これから給食費は無償化になるのですが、今のタイミングで給食費を上げないと問題があるのですか。

○教育課長 給食費の背景として、物価の上昇分は国の交付金で賄っていますが、交付金がなくなったら、町の持ち出しになります。児童生徒の学校給食費は県から交付金があるので無償化されますが、教職員などの大人の分は交付金の対象とならないため、本人の負担となります。大人の分に関しては、材料費の高騰などで値段が上がっている分をご負担いただくために給食費を値上げしていくものです。

○教育長 他に何かありますか。

(なしの声あり)

○教育長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

○教育長 それでは議案第31号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長 異議なしと認めます。したがって、議案第31号は、原案のとおり可決されました。

<その他>

○教育長 日程第9、その他として、何かありますか。

○宮越課長補佐 7月の定例会は7月17日(月)午後を予定しています。

○教育長 他によろしいですか。

(なしの声あり)

○教育長 以上で、本日の日程はすべて終了しました。

これをもちまして、令和6年中泊町教育委員会6月定例会を閉会します。

(午前10時55分 閉会)

署 名

中泊町教育委員会会議規則第20条第3項の規定により、ここに署名する。

令和6年 月 日

教 育 長 鈴 木 信 也

署 名 委 員 宮 越 寛

署 名 委 員 東 山 綾 子

会議の書記

中泊町教育委員会

教育課課長補佐 宮 越 敏 宜